

社団法人 天草郡市医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、社団法人天草郡市医師会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を熊本県天草市本渡町本戸馬場 1078 番地 2 に置く。

(目的)

第3条 本法人は、医道の高揚、医学及び医術の発展並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを主たる目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 公衆衛生の調査研究及び指導啓発に関する事業
- (3) 地域医療の推進発展に関する事業
- (4) 医学教育の向上に関する事業
- (5) 医育の整備に関する事業
- (6) 保険医療の充実に関する事業
- (7) 医師の生涯研修に関する事業
- (8) 医業経営の改善に関する事業
- (9) 医療資材の改善に関する事業
- (10) 正会員の相互扶助に関する事業
- (11) 附属天草准看護高等専修学校運営事業
- (12) 正会員が随意に利用できる医師会立病院及び臨床検査センター運営事業
- (13) 訪問看護事業
- (14) 在宅介護支援センター運営事業
- (15) 介護保険事業
- (16) 健診センター運営事業
- (17) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

- 第5条 本法人の会員は、正会員をもって民法上の社員とし、正会員とは、本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体をいう。
- 2 正会員は、社団法人日本医師会及び社団法人熊本県医師会の会員であることとする。

(入会)

- 第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。
- 2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(正会員の資格喪失)

- 第8条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該正会員は、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
 - (4) 2年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席正会員の4分の3以上の議決により、当該正会員を除名することができる。
- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 第1項の規定により除名したときは、必要がある場合は、その氏名及び事由の概要を主務官庁、社団法人日本医師会及び社団法人熊本県医師会へ通知する。

(拋出金品の不返還)

第 11 条 すでに納められた入会金、会費その他の拋出金品は、返還しない。

第 3 章 役員

(役員の種類及び選任)

第 12 条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人以内
- (3) 理事 20 人以内(会長及び副会長を含む。)
- (4) 監事 3 人

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第 13 条 会長は、本法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して本法人の業務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 15 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席正会員の 4 分の 3 以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、「正会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

- 第 16 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 総会

(総会の種類)

第 17 条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 19 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 20 条 通常総会は、毎年 6 月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 民法第 59 条の規定により監事が招集するとき。

(総会の招集)

- 第 21 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定する場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、開会の日 5 日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第 23 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 24 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、当該書面表決をし、又は代理人に表決を委任した正会員は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 26 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数及び当該正会員氏名(書面表決又は委任表決により出席とされた正会員については、その旨を付記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない本法人の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 29 条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、開会の日の 5 日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 32 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 33 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第 34 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、当該理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 35 条 第 26 条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「書面表決又は委任表決」とあるのは「書面表決」と読み替えるものとする。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 36 条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 37 条 資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 38 条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 39 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の 2 日前までに総会において 3 分の 2 以上の議決を経て、熊本県知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。これらを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算が成立する日までの間、前年度の予算に準じて、収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 42 条 本法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において 3 分の 2 以上の議決を経て、当該事業年度終了後 3 月以内に知事に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、当該登記簿の謄本を添付するものとする。

(長期借入金)

第 43 条 本法人が資金の借入れをしようとするときは、当該事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除き、総会において 3 分の 2 以上の議決を経て、知事に届け出なければならない。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 44 条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 45 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 正会員名簿及び正会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会において、正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 47 条 本法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、知事の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第 48 条 本法人の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、知事の許可を得て、本法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(委 任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 本定款は、知事の認可のあった日(平成 17 年 12 月 2 日)から施行する。

2 この定款施行の際現に役員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会においてそれぞれ役員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、各役員の残任期間とする。

3 本改正定款は、知事の認可のあった日（平成 18 年 7 月 12 日）から施行する。